

平成 30 (2018) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (前期)
試験科目 : 民法法 (商法)

第 1 問

株券発行会社 (会社法 214 条) において、株主が株式の譲渡を受けたことを会社に対して対抗するには株主名簿の名義書換が必要だが (会社法 130 条 2 項)、株式の譲受人が未だ株主名簿の名義書換をしていない場合、会社はこの譲受人を株主として扱って権利行使させることは可能か、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 2 問

取締役会・監査役設置会社である株式会社の代表取締役が、取締役会の決議を経ずして第三者に会社の重要な財産を処分する旨の契約を締結した場合 (会社法 362 条 4 項 1 号)、会社は、当該第三者に対して当該契約の無効を主張することが可能か、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 3 問

株式会社が剰余金を株主に対して配当するにあたって、分配可能額規制 (会社法 461 条 2 項) が設けられているのはなぜか、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 4 問

株式会社が、その事業の全部または重要な一部を譲渡するにあたって、株主総会の特別決議による承認が必要とされている (会社法 467 条 1 項 1 号・2 号, 309 条 2 項 11 号) のはなぜか、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 5 問

株主総会決議取消しの訴え (会社法 831 条 1 項) において、株主は、自分自身ではなく、他の株主に対する招集手続の瑕疵を決議取消事由として主張することが可能か、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。